

福祉用具貸与「福祉用具ほほえみ」の運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社セラピー（以下「事業者」という。）が開設する「福祉用具ほほえみ」（以下「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態〔介護予防にあつては要支援状態〕にある高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕という。」）に対し、指定福祉用具〔介護予防福祉用具〕（以下「指定福祉用具等」という。）の貸与を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格、サービスの選択を尊重してサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、指定福祉用具等を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。

3 事業所の専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、指定福祉用具等を貸与することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 福祉用具ほほえみ

(2) 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-1-1（明治安田生命浦和ビル4階）

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 専門相談員 2人以上

専門相談員は、指定福祉用具等の選定の援助、取付け、調整等の専門的な援助を行い、指定福祉用具等の貸与を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(事業の提供方法、取扱う種目及び利用料等)

第6条 事業の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 事業の提供に当たっては、利用者の身体の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、使用方法の指導、故障時の対応などを適切に行う。
- (2) 事業の提供に当たっては、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具の貸与を行う。
- (3) 提供する指定福祉用具等の質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
- (4) 事業の提供に当たっては、使用方法や使用上の留意点等を利用者及び家族等に十分に説明し、理解を得た上で行うものとする。

2 指定福祉用具の品目は、厚生労働大臣が定める特定福祉用具に係る福祉用具の種目に基づく以下のものとする。

- (1) 車いす
- (2) 車いす付属品
- (3) 特殊寝台
- (4) 特殊寝台付属品
- (5) 床ずれ予防用具
- (6) 体位変換器
- (7) 手すり
- (8) スロープ
- (9) 歩行器
- (10) 歩行補助つえ
- (11) 認知症老人徘徊感知器
- (12) 移動用リフト
- (13) 自動排泄処理装置

3 事業を提供した場合の利用料の額は別に定めるカタログに記載されている額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払を受けるものとする。

貸与期間は1ヶ月単位とし、開始月と終了月の利用料は、次のようになります。

(1) 貸与開始月の利用料

- ・ 貸与開始月がその月の15日以前：1ヶ月分の全額
- ・ 貸与開始月がその月の16日以降：1ヶ月分の1/2の額

(2) 貸与終了月の利用料

- ・ 解約日がその月の15日以前：1ヶ月分の1/2の額
- ・ 解約日がその月の16日以降：1ヶ月分の全額

(3) ただし、貸与開始と貸与終了が同じ月内に行われた場合の利用料は、1ヶ月分全額となります。

4 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は公共交通機関を利用した場合の実費を徴収する。

5 搬入に特別な措置が必要な場合（クレーン車使用など）の費用はその実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(衛生管理等)

第7条 事業所の管理者は、従業者の清潔の保持及び健康状態については、必要な管理を行うものとする。

2 消毒保管を外部事業者へ委託する場合には、契約書を交わすものとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、所在する市町村、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあっては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は利用者に対する事業の提供による事故発生を担保する1億円以上の損害賠償保険に加入し、対象となる事故が発生した場合には、損害保険会社にすみやかに手続きを行う。

(苦情処理)

第9条 サービスの提供及び個人情報の取扱いに関する苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。

相談担当者は把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定します。

対応内容に基づき、必要に応じ関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。)

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、埼玉県全域、東京都の区域とする。

(個人情報の保護)

第11条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(虐待の防止)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、専門相談員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 専門相談員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、福祉用具貸与、設置、点検、回収その他のサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村その他の関係機関に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業者は、福祉用具貸与事業を実施する上で、次のとおり業務体制を整備する。

1 事業者はパラマウントケアサービス株式会社・株式会社インフォゲート・野口株式会社・三共リース株式会社・

東山産業株式会社と福祉用具に関する搬入、搬出、組立て、分解、消毒、補修、保管および利用者宅までの配送業務を委託する契約を締結した。

2 事業者は専門相談員等に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後3か月以内

（2）継続研修 年3回

3 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者の代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年3月1日制定した運営規程を、平成21年6月10日から変更して施行する。

この規定は、平成21年11月1日から変更して実施する。

この規定は、平成26年10月1日から変更して施行する。

この規定は、平成27年8月1日から変更して施行する。

この規定は、平成29年5月30日から変更して施行する。

この規定は、平成31年3月1日から変更して施行する。

この規定は、令和2年12月1日から変更して施行する。

この規定は、令和6年4月1日から変更して施行する。